



三重県公報

平成26年4月15日（火）

第 2589 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
規 則			
45	三重県小規模水道条例施行規則の一部を改正する規則	(大気・水環境課)	2
46	物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則	(出納局)	2
告 示			
289	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による応急入院指定病院の指定	(障がい福祉課)	3
290	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定	(同)	3
291	証紙の販売人の指定の取消し	(出納局)	4
292	政府調達に関する苦情の処理手続	(同)	4
293	三重県政府調達苦情検討委員会設置要綱の一部を改正する告示	(同)	8
公 告			
	家畜改良増殖法の規定による種畜証明書の有効期間を延長する旨の通報	(畜産課)	8
	家畜改良増殖法の規定による種畜証明書を書換交付した旨の通報	(同)	8
	建築士法の規定による都道府県指定登録機関からの変更の届出	(建築開発課)	9

規 則

三重県小規模水道条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十六年四月十五日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第四十五号

三重県小規模水道条例施行規則の一部を改正する規則

三重県小規模水道条例施行規則（昭和四十一年三重県規則第四十七号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第二号中「同表」を「基準の表」に、「第三十七号の項」を「第三十八号の項」に、「第四十五号の項から第五十号の項」を「第四十六号の項から第五十一号の項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十六年四月十五日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第四十六号

物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則

物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年三重県規則第八十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号を次のように改める。

一 特定役務 二千十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の附属書I日本国の付表5に掲げるサービス又は同附属書I日本国の付表6に掲げる建設サービスに係る役務をいう。

第二条第三号中「含む」を「含み、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二条第二項に規定する特定事業（建設工事を除く。）にあつては、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十七号）による改正前の同項に規定する特定事業を実施するため締結される契約に限る」に改める。

第五条中「ついでには、」の下に「最初の契約に係る公告において最初の契約以外の契約に係る公告を少なくとも二十四日前に行う旨規定した場合に限り」を加え、第十一号を第十二号とし、第七号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

第六条第四項中「前条各号に」を「令第百六十七条の十二第二項の規定により通知しなければならない事項及び同条第三項において適用する令第百六十七条の六第二項の規定により明らかにしなければならない事項のほか、次に」に改め、同項に次の各号を加える。

一 前条第一号から第五号まで及び第七号から第十二号までに掲げる事項

二 一連の調達契約にあつては、前条第六号に掲げる事項

第八条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 知事は、一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格の審査の結果当該一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格がないと認めた者から請求があつたときは、当該資格がないと認めた理由を画面により通知しなければならない。

第十条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 電子情報処理組織（契約締結権者の使用に係る電子計算機と契約を締結しようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続したものをいう。）を使用して契約の手続を行う場合においては、当該電子情報処理組織の使用に関する事項

附 則

1 この規則は、平成二十六年四月十六日から施行する。

2 この規則による改正後の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の規定は、この規則の施行の日

前において行われた公債その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以後に締結されるものについては適用しない。

告 示

三重県告示第 289 号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 33 条の 7 第 1 項の規定により、次のとおり応急入院指定病院を指定しました。

平成 26 年 4 月 15 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定病院の名称	所在地	指定期間
鈴鹿さくら病院	鈴鹿市中富田町 518	平成 26 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで

三重県告示第 290 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定しました。

平成 26 年 4 月 15 日

三重県知事 鈴木 英 敬

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指 定 日 年 月 日
2410701094	特定非営利活動法人伊勢結人	松阪市稲木町字城ノ垣内1303番地2	障害福祉サービス事業所でんでん	松阪市稲木町字城ノ垣内1303番地2	生活介護	平成 26 年 4 月 1 日
2410701128	社会福祉法人まつさか福祉会	松阪市久保町 1843 番地の 7	生活介護事業所八重田ファーム	松阪市八重田町 31 の 6	生活介護	平成 26 年 4 月 1 日
2410100354	社会福祉法人星川福祉会	桑名市大字星川掛木1809番地	バオバブの樹	桑名市大字星川掛木1809番地	生活介護	平成 26 年 4 月 1 日
2411200583	社会福祉法人維雅幸育会	伊賀市緑ヶ丘南町 3948-16	るーなこむり短期入所事業所	伊賀市上野茅町 2718-19	短期入所	平成 26 年 4 月 1 日
2420501864	社会福祉法人正寿会	津市戸木町 4187	かざはやの丘	津市戸木町南小池 4067-5	共同生活援助	平成 26 年 4 月 1 日
2420501872	特定非営利活動法人まほろば	津市高茶屋小森町字竹縄 134 番地 8	グループホームまほろば	津市高茶屋小森町字竹縄 134 番地 8	共同生活援助	平成 26 年 4 月 1 日
2422720280	特定非営利活動法人どんど花	多気郡明和町明星 938 番地 2	グループホームどんど花	多気郡明和町佐田 936 番地 2	共同生活援助	平成 26 年 4 月 1 日
2422900411	社会福祉法人四季の里	四日市市西日野町 2086-1	Peace Power House	志摩市阿児町鶴方 4050 番地	共同生活援助	平成 26 年 4 月 1 日
2421200573	社会福祉法人維雅幸育会	伊賀市緑ヶ丘南町 3948-16	るーなこむり	伊賀市上野茅町 2718-19	共同生活援助	平成 26 年 4 月 1 日
2412900421	合同会社 felice	志摩市阿児町鶴方 1690-1	就労継続支援センター opain	志摩市阿児町鶴方 1690-1	就労継続支援 B 型	平成 26 年 4 月 1 日
2410501882	株式会社 チャレンジスマイル	津市中央 14 番 8 号	チャレンジスマイル	津市大里睦合町字青 629 番地 46	就労移行支援	平成 26 年 4 月 1 日
2410501890	株式会社 Sorrento	津市南丸之内 8-41 倉田ビル 2F	つばさ久居	津市久居新町 1023-2	就労継続支援 A 型	平成 26 年 4 月 1 日

2410800615	特定非営利活動法人 いせコンピニネット	伊勢市前山町 1522 番地 39	アイル	伊勢市倭町 75-16	就労継続支援 B 型	平成 26 年 4 月 1 日
2410800623	社会福祉法人 伊勢市社会福祉協議会	伊勢市御菌町長屋 2767	伊勢市工房そみん	伊勢市二見茶屋 314-3	就労継続支援 B 型	平成 26 年 4 月 1 日
2410800631	社会福祉法人 伊勢市社会福祉協議会	伊勢市御菌町長屋 2767	伊勢市小俣さくら園	伊勢市小俣町宮前 577-1	就労継続支援 B 型	平成 26 年 4 月 1 日
2412900439	社会福祉法人 四季の里	四日市市西日野町 2806-1	P E A C E W O R K E R S	志摩市阿児町鶴方 4050 番地	就労継続支援 A 型・就労継続支援 B 型・生活介護	平成 26 年 4 月 1 日
2410501908	社会福祉法人 聖マツチャ会	津市産品字中之谷 732 番地 1	ふらっと・つう	津市海岸町 14-18	就労移行支援	平成 26 年 4 月 1 日
2410201277	特定非営利活動法人 幸風	京都市南区吉祥院中河原里北町 54 番地	幸風	四日市市市場町 1310 番地	就労継続支援 A 型	平成 26 年 4 月 1 日
2410301036	N P O 法人 e-クオリティー	鈴鹿市須賀 1 丁目 26-16	就労継続支援 B 型 事業所 天使の輪	鈴鹿市須賀 1 丁目 26-16	就労継続支援 B 型	平成 26 年 4 月 1 日

三重県告示第 291 号

三重県証紙条例（昭和 40 年三重県条例第 12 号）第 5 条第 1 項の規定による証紙の販売人の指定を、次のとおり取り消しました。

平成 26 年 4 月 15 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 販売人の住所
三重県亀山市東丸町 517 番地の 2
- 販売人の氏名又は名称
有限会社スクールサポート
- 販売所の名称及び所在地
三重県立亀山高等学校購買部
三重県亀山市本町 1-10-1
- 取消年月日
平成 26 年 4 月 9 日

三重県告示第 292 号

政府調達に関する苦情の処理手続（平成 11 年三重県告示第 230 号）の全部を次のように改正する。

平成 26 年 4 月 15 日

三重県知事 鈴木 英 敬

政府調達に関する苦情の処理手続

- 趣旨
この処理手続は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 1 条に規定する 1994 年 4 月 15 日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、2012 年 3 月 30 日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書その他の国際約束（以下「協定等」という。）の適用を受ける県が行う調達（以下「調達」という。）に係る苦情の処理手続について必要な事項を定めるものとする。
- 三重県政府調達苦情検討委員会
(1) 三重県政府調達苦情検討委員会（以下「委員会」という。）は、調達に係る苦情（以下「苦情」という。）を書面で受理し、調達を行った機関（以下「調達機関」という。）による当該苦情に係る調達のあらゆる面に関して事実関係を調査し、調達機関に対する提案を行う。

- (2) 申し立てられた苦情に関して利害関係を有すると認められる委員会の委員は、当該苦情の検討に参加することができない。
 - (3) 委員会に関し必要な事項は、別に定める。
- 3 苦情の申立て
- (1) 供給者（調達機関が製品又はサービスの調達を行った際に当該製品又はサービスの提供を行った者及び行うことが可能であった者をいう。以下同じ。）は、協定等の規定に違反して調達が行われたと判断する場合には、委員会に対し、書面により苦情を申し立てることができる。
 - (2) 供給者は、協定等の違反があると考えた場合には、苦情を申し立てる前に、できる限り、調達機関に解決を図るための協議を行いたい旨申し出るものとする。
 - (3) 調達機関は、供給者から(2)の協議を行いたい旨の申し出があった場合は、当該供給者と速やかに協議を行い、苦情を解決するよう努めなければならない。
- 4 期間
- (1) 本処理手続において、日数の計算は、特に規定のない限り暦日による。
 - (2) 本処理手続において、作業日とは、三重県の休日を定める条例（平成元年三重県条例第2号）に規定する県の休日でない日をいう。
 - (3) 本処理手続において、期間の末日が県の休日に当たるときは、期間はその翌日に満了する。
- 5 参加者
- (1) 苦情の申立てがあった場合、当該苦情に係る調達に利害関係を有する全ての供給者は、苦情処理手続に参加することができる。
 - (2) 苦情の申立てがあった場合、当該苦情に係る調達機関（以下「関係調達機関」という。）は、苦情処理手続に参加しなければならない。
 - (3) 苦情の申立てがあった場合、当該苦情に係る調達に利害関係を有する供給者であって当該苦情処理手続に参加を希望するものは、6(7)に定める公示の日の翌日から起算して5日以内に参加の意思を委員会に通知しなければならないが、当該供給者であって通知を行ったもの（以下「参加者」という。）は、本処理手続の適用を受ける。
 - (4) (3)の規定による参加の通知は、いつでも取り下げることができる。
- 6 苦情の検討の手続
- (1) 供給者は、調達手続のいずれの段階であっても、協定等のいずれかの規定に違反して調達が行われたと判断する場合には、苦情の原因となった事実を知り、又は合理的に知り得た日の翌日から起算して10日以内に、書面により委員会へ苦情を申し立てることができる。
 - (2) 委員会は、(1)の苦情の申立て（以下「苦情申立て」という。）のあったときは直ちに、当該苦情に係る書面の写しを関係調達機関に送付する。
 - (3) 委員会は、苦情申立ての書類に不備があると認めるときは、当該苦情を申し立てた者（以下「苦情申立人」という。）に対し、その補正を求めることができる。この場合において、不備が軽微なものであるときは、委員会の委員長（以下「委員長」という。）は職権で補正することができる。
 - (4) 委員会は、原則として、苦情申立てがあった日の翌日から起算して10作業日以内に苦情について検討し、次のアからオまでに該当する場合には、書面により理由を付して却下することができる。
 - ア 6(1)に規定する期間経過後に申立てが行われた場合
 - イ 協定等と無関係な場合
 - ウ 軽微又は無意味な場合
 - エ 供給者からの申立てでない場合
 - オ その他委員会による検討が適当でない場合
 - (5) 関係調達機関は、申し立てられた苦情が却下されるべきと判断する場合には、委員会に対し、書面により理由を付して却下すべき旨申し出ることができる。
 - (6) 委員会は、苦情申立てが遅れて行われても、正当な理由があると認める場合には当該苦情申立てを受理することができる。
 - (7) 委員会は、苦情が正当に申し立てられたと認め、苦情申立てを受理した場合には、苦情申立人及び関係調達機関に対しその旨を直ちに書面で通知するとともに、委員長の定めるところにより公示を行う。
 - (8) 契約締結又は契約執行の停止
 - ア 委員会は、原則として、当該苦情に係る契約の締結に至る前の段階での苦情申立てについては、関係調

達機関に対し、7(1)及び(2)に規定する検討の結果の報告書（以下「検討結果報告書」という。）及び提案書が送付されるまでの間は契約を締結すべきでない旨の要請を苦情申立てがあった日の翌日から起算して12作業日以内に速やかに書面で行う。

イ 委員会は、原則として、当該苦情に係る契約の締結日の翌日から起算して10日以内に行われた苦情申立てについては、関係調達機関に対し、検討結果報告書及び提案書が作成されるまでの間は契約執行を停止すべきである旨の要請を速やかに書面で行う。

ウ 委員会は、緊急かつやむを得ない状況にあるため、契約を締結すべきでない旨又は契約執行を停止すべきである旨の要請を関係調達機関に対し行わないと決定した場合には、その旨を理由とともに直ちに苦情申立人に書面で通知する。

エ 関係調達機関は、委員会から契約を締結すべきでない旨又は契約執行を停止すべきである旨の要請を受けた場合には、速やかにこれに従わなければならない。

オ エの場合において、関係調達機関の長が緊急かつやむを得ない状況にあるため、機関として委員会の要請に従うことができないと判断する場合には、その旨を理由とともに直ちに委員会に書面をもって通知しなければならない。この場合において、委員会は、当該通知のあった後直ちに当該書面の写しを苦情申立人に送付する。

カ オの通知があった場合には、委員会は、当該理由が認めるに足りるものかどうかを判断し、その結果を直ちに苦情申立人及び関係調達機関に書面をもって通知しなければならない。

(9) 検討

ア 委員会は、苦情申立人及び関係調達機関に対し説明、主張、書面の提出等を求め、これに基づき、苦情についての検討を行う。

イ 関係調達機関は、公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生じる恐れのある場合を除き、説明、主張、書面の提出等を拒むことができない。

ウ 委員会は、説明、主張、書面の提出等が、公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生じる恐れのある場合に該当するかどうかの判断をするため必要があると認めるときは、関係調達機関に説明、主張、書面の提出等をさせることができる。この場合においては、何人も、その説明、主張、書面等の開示を求めることはできない。

エ 委員会は、受理した苦情に係る調達に関して裁判所に対し訴えが提起された場合であっても、当該訴えにかかわらず、この処理手続の定めるところにより苦情についての検討を行う。

オ 苦情申立人、参加者及び関係調達機関は、委員会が検討の結果をとりまとめる前に、委員会に出席し、意見を述べるができる。

カ 苦情申立人、参加者及び関係調達機関は、弁護士又は委員会の承認を得た者を代理人とすることができる。

キ カの承認は、いつでも取り消すことができる。

ク 代理人の権限は、書面をもって証明しなければならない。

ケ 代理人が2人以上あるときは、各人が本人を代理する。

コ 苦情申立人、参加者、関係調達機関及び代理人は、委員会の承認を得て、補佐人とともに出席することができる。

サ コの承認は、いつでも取り消すことができる。

シ 苦情申立人、参加者及び関係調達機関は、委員会の許可を得て、苦情申立てに関して開催される委員会における互いの陳述を傍聴することができる。

ス 委員会は、苦情申立人、参加者及び関係調達機関の求めにより、又は委員会の判断により、証人を出席させることができる。

セ 苦情申立人、参加者及び関係調達機関は、委員会における自己の意見若しくは報告の陳述を公開で行うこと又は証人の出席を求めることができる。この場合において、委員会は、原則として、その求めに応じるものとする。ただし、意見若しくは報告の陳述又は証人の出席は、苦情申立人、参加者、関係調達機関その他の調達に利害関係を有する者の営業上の秘密、製造過程、知的財産その他当該者に関する商業上の秘密情報の保護に配慮されたものでなければならない。

ソ 委員会は、苦情申立人若しくは関係調達機関の要請により、又は委員会自らの発意により、苦情の内容について公聴会を開くことができる。

タ 委員会は、必要に応じ、検討の対象となる調達に関し識見を有する技術者等から意見を聴くことができ

る。この場合において、当該技術者等は、当該調達に関して実質的な利害関係を有する者であってはならない。

(10) 苦情申立ては、いつでも取り下げることができる。

(11) 関係調達機関の報告書

ア 関係調達機関は、申し立てられた苦情が委員会に受理された場合、当該苦情に係る書面の写しが当該関係調達機関に送付された日の翌日から起算して14日以内に、委員会に対し次の事項を含む苦情に係る調達に関する報告書を提出しなければならない。

(ア) 当該苦情に係る調達に関連する仕様書、その一部を含む入札書類その他の文書

(イ) 関連する事実、判明した事実並びに関係調達機関の行為及び意見を明記し、かつ、苦情事項の全てに答えている説明文

(ウ) 苦情を解決する上で必要となり得る追加的事項又は情報を記載した書面

イ 委員会は、アに定める報告書を受領した後直ちに苦情申立人及び参加者に対し、当該報告書の写しを送付する。

ウ 苦情申立人及び参加者は、当該写しを受領した日の翌日から起算して7日以内にこれに対する意見を書面により委員会に提出することができる。この場合において委員会は、当該書面を受領したときは、直ちにその写しを関係調達機関に送付する。

エ 委員会は、調達に利害関係を有する者の同意があった場合を除き、当該者の営業上の秘密、製造過程、知的財産、その他当該者が委員会に提出した商業上の秘密情報については第三者に開示しない。

7 検討の結果及び提案

(1) 委員会は、苦情が申し立てられた日の翌日から起算して90日以内（公共事業に係る苦情申立てについては50日以内）に、検討結果報告書を作成し、当該検討結果報告書において、検討の結果の根拠に関する説明とともに、苦情の全部又は一部を認めるか否かを明らかにし、調達の手続が協定等の規定に違反して行われたものか否かを明らかにする。

(2) 委員会は、協定等に定められる措置が実施されていないと認める場合には、次の一以上の是正策を提案するため、検討結果報告書とともに提案書を作成する。

ア 新たに調達手続を行う。

イ 調達条件を変えず、再度調達を行う。

ウ 調達を再審査する。

エ 他の供給者を契約締結者とする。

オ 契約を破棄する。

(3) 委員会は、検討結果報告書及び提案書を作成するに当たり、調達手続における瑕疵の程度、供給者に与えた不利益な影響の程度、協定等の趣旨の阻害の程度、苦情申立人及び関係調達機関の誠意、当該調達に係る契約の履行の程度、当該提案が関係調達機関に与える負担、当該調達の緊急性及び関係調達機関の業務に対する影響等、当該調達に関する状況を考慮するものとする。

(4) 委員会の委員が少数意見の公表を求めた場合には、委員会は少数意見を検討結果報告書に付記することができる。

(5) 委員会は、検討結果報告書及び提案書を作成した後直ちに苦情申立人、関係調達機関及び参加者に送付する。

(6) 関係調達機関は、原則として、関係調達機関自身の決定として、正当に申し立てられた苦情に係る委員会の提案に従うものとし、提案に従わないとの判断を行った場合には、提案書を受領した日の翌日から起算して10日以内（公共事業に係る苦情申立てについては60日以内）に理由を付して委員会に報告しなければならない。

(7) 委員会は、検討結果報告書及び提案書に関する外部からの照会に応じる。

(8) 委員会は、申し立てられた苦情を検討する際に当該苦情に係る調達に関して法律に違反する行為の証拠を発見した場合には、適当な関係機関による措置を求めるため、当該関係機関に通報する。

8 迅速処理

(1) 委員会は、苦情申立人又は関係調達機関から書面で苦情の迅速な処理の要請があった場合には、(2)及び(3)に定める迅速処理の手続に従って苦情処理を行うか否かを決定する。

(2) 委員会は、迅速処理の要請を受領した後直ちに迅速処理を適用するか否かを決定し、苦情申立人、関係調達機関及び参加者に対し、その決定の結果及びその理由を通知する。

(3) 迅速処理が適用される場合の期限及び手続は、次のとおりとする。

ア 関係調達機関は、委員会から迅速処理が適用される旨の通知を受けた日の翌日から起算して6作業日以内に、6(11)に定める報告書を委員会に提出する。

イ 委員会は、アの報告書を受領した後直ちに、苦情申立人及び参加者に対し、その写しを送付する。

ウ 苦情申立人及び参加者は、イの写しを受領した日の翌日から起算して5日以内にこれに対する意見又は要望を書面により委員会に提出することができる。

エ 委員会は、ウの意見又は要望を受領したときは、直ちに、その写しを関係調達機関に送付する。

オ 委員会は、苦情が申し立てられた日の翌日から起算して45日以内(公共事業並びに電気通信機器及び医療技術製品並びにこれらに係るサービスに係る苦情申立てについては25日以内)に、検討結果報告書及び提案書を書面で作成する。

9 苦情の受付及び処理の状況の公表

知事は、政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況を取りまとめ、その概要を公表する。

10 適用

(1) この手続は、平成26年4月16日から適用する。

(2) この手続の適用の際、政府調達に関する苦情の処理手続(平成11年三重県告示第230号。以下「旧手続」という。)により苦情申立ての書面が提出されているものについては、旧手続の規定を適用する。

三重県告示第293号

三重県政府調達苦情検討委員会設置要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

平成26年4月15日

三重県知事 鈴木英敬

三重県政府調達苦情検討委員会設置要綱の一部を改正する告示

三重県政府調達苦情検討委員会設置要綱(平成8年三重県告示第210号)の一部を次のように改正する。

第1条中「政府調達に関する協定(平成7年条約第23号。以下「協定」という。)の対象となる調達」を「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第1条に規定する1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書その他の国際約束(次条において「協定等」という。)の適用を受ける県が行う調達(次条において「調達」という。)」に改める。

第2条中「知事が定める」を削り、「平成8年三重県告示第209号」を「平成26年三重県告示第292号」に、「協定」を「協定等」に改める。

第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

(議事録)

第8条 委員会においては、議事録を作成する。

附 則

この告示は、平成26年4月16日から施行する。

公 告

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第8条第1項の規定により、種畜証明書の有効期間を次のとおり延長する旨、農林水産大臣から通報がありましたので、同条第2項の規定により公示します。

平成26年4月15日

三重県知事 鈴木英敬

種畜証明書番号	有効期間
11246940099	平成26年11月15日まで

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第8条第1項の規定に基づき、農林水産大臣から次のとおり種畜証明書の書換交付をした旨の通報がありましたので、同条第2項の規定により公示します。

平成 26 年 4 月 15 日

三重県知事 鈴木 英 敬

種畜証明書番号	変更事由	変更後	変更前
11246940099	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	三重県津市一身田上津部田 1504-224 アニマルジェネティックス ジャパン株式会社	長野県諏訪市四賀 7719-89 霧ヶ峰種畜牧場 土屋平二

建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 10 条の 20 第 3 項の規定において準用する同法第 10 条の 6 第 2 項の規定による県指定登録機関の変更の届出がありましたので、同法第 10 条の 20 第 3 項の規定において準用する同法第 10 条の 6 第 3 項の規定により、次のとおり公告します。

平成 26 年 4 月 15 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 変更の内容
機関の名称 （変更前）社団法人三重県建築士会
（変更後）一般社団法人三重県建築士会
- 2 変更しようとする年月日
平成 26 年 4 月 1 日
- 3 変更の理由
一般社団法人へ移行するため

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
